

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の概要

背景

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種について、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫している。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要。
- 国際的にIUU(違法・無報告・無規制)漁業のおそれの大きい魚種について、国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められている。既に対策を講じた欧米に次ぐ水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要。
- これらを踏まえ、国内で採捕される特定の水産動植物について、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通適正化を図るとともに、輸入される特定の水産動植物について、適法性を証明する仕組みとすることでIUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防ぐ。

法律の概要

I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚

(1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種)の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行うおそれのあるもの(届出採捕者)は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととする。届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。(第3条第1項・第2項)

(2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等(特定第一種水産動植物等取扱事業者)は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。(第4条・第5条)

(3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。(取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。)(第6条・第8条)

(4) 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたこと等を示す国が発行する適法漁獲等証明書添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。(第10条第1項)

水産庁「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」法律の概要

Kanagawa Prefectural Government

1

【特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(通称:流通適正化法)について】

名称:「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」、
通称「水産流通適正化法」

○国内における違法漁獲物流通防止のための規制

対象者:特定第一種水産動植物の採捕事業者及び取扱事業者
(個人・法人・団体含む)

特定第一種水産動植物:アワビ、ナマコ(令和4年6月～)
ウナギの稚魚(令和7年12月～予定)

		届出義務	情報伝達義務	取引記録作成・保存義務	適法漁獲等証明書添付義務
特定第一種水産動植物等取扱事業者	採捕事業者(漁協等も含む)※1	○	○	○	—
	産地市場一次買受人 卸売業者、仲卸業者	○	○	○	—
	水産加工事業者	○	○	○	—
	輸出事業者	○	×	○	○
	輸入事業者	○	○	○	—
	小売事業者 (土産物屋等を含む)	△ ※2	△ ※3	○	—
	飲食店	×	×	○ } ※4	—
	宿泊事業者 (ホテル・旅館等)	×	×	○	—

※1 採捕事業者(漁協等の場合は所属する者を含む。)が特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造等の事業を行う場合
 ※2 専ら消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する者は、届出不要
 ※3 消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、伝達不用
 ※4 消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、譲渡時の取引記録の作成・保存は不要(譲受け時の取引記録の作成・保存は必要)

水産庁「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に関するQ&A(R4.11)

Kanagawa Prefectural Government

2

概要: 特定第一種水産動植物の採捕事業者及び取扱事業者は、①漁業者等の届出、②情報の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出の規制を受ける

※食品の適正表示に係る部分は①②③

※仲買人や加工業者、流通業者においては、7桁の自分の事業者番号を含む16桁の荷口番号を次の業者に伝達の義務

※専ら消費者に直接販売する小売店・飲食店においては、届出の義務・消費者への番号通知の義務はないが、取引記録は3年間の保存の義務がある。

この制度は、漁獲番号等を付して、川上(生産)の漁業現場から川下(消費)の販売事業者まで伝達させることで、番号を追いかけられたものは正規品、追いかけられなかったものは違法漁獲物といった考えの下、違法に漁獲された漁獲物を流通過程から排除することを目的としています。

事業者番号を取得せずに流通させたり、荷口番号を伝達しなかった場合は、法令違反に問われますので、ご注意ください。

参考

法律の概要（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正）

- 水産流通適正化法の対象として、漁業法に新設する特別管理特定水産資源等（太平洋クロマグロの大型魚を想定）を追加し、情報伝達等を義務付ける。
- 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則を設ける。
- 適法漁獲等証明書の発行件数が増加しても円滑な発行ができるよう、農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

<具体的な措置>

- ① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「特定第一種第二号水産動植物」と定義し、以下の事項等を義務付ける。
 - ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達（※）
 - ・ 取引記録の作成・保存
 - ・ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付※ 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- ② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。
- ③ 農水大臣が指定する民間機関（指定交付機関）による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

<改正法の施行期日>

施行準備のための期間を確保するため、主要な規定は、公布の日（令和6年6月26日）から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

○情報の伝達のイメージ



○適法漁獲等証明書の交付のイメージ



4

水産庁「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の概要

Kanagawa Prefectural Government

3

【参考】

流通適正法の一部改正により、太平洋クロマグロが対象に加わる見通しとなっています。

対象者：特定第一種第二号水産動植物の採捕事業者及び取扱事業者※予定

特定第一種第二号水産動植物：太平洋クロマグロ（令和8年6月までに施行）

◆農林水産省ホームページ

※法律・制度の内容に関すること、eMAFF電子申請に関することの間合せ
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika_shinsei.html

【eMAFF電子申請（原則こちら）】

<https://e.maff.go.jp/GuestPortal?ec=302&startURL=/s/>

◆県水産課ホームページ

※書面による手続きについての間合せ
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/ryuutuutekiseikahou_todokede.html

【書面による申請】

〒231-8588
神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県水産課水産企画グループ
045-210-4542

Kanagawa Prefectural Government

特定第一種水産動植物の採捕事業者及び取扱事業者（個人・法人・団体含む）は、原則eMAFF（電子申請システム）により、農林水産省へ届出を行ってください。

本県内にのみ住所を有する事業者に限り、eMAFFでの届出が困難である場合は、神奈川県水産課が代理で電子申請を行っています。

eMAFFでの届出が困難な方は、県HPに掲載された所定の届出様式に必要事項をご記入いただき、県水産課宛ご提出ください。